

(平成22年2月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
厚生年金関係	9 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を平成元年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の記録をみると、平成元年10月1日付けで、A社B事業所から同社本社に異動した際の被保険者記録が途切れているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC事業所（A社の後継事業所）が保管する申立人に係る人事記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（平成元年10月1日にA社B事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間の前後の社会保険事務所（当時）の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成元年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記載したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年5月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月26日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得たが、昭和43年4月1日に会社に入社してから現在まで一度も退職したことはなく、厚生年金保険料も納めてきたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された在職証明書、雇用保険の被保険者記録、及び同僚の証言から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し(B事業所からA事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の異動日については、申立人は「転勤辞令を受けて、昭和45年5月26日にA事業所に異動した。」としていること、及び昭和43年10月1日にA事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得していることがオンライン記録から確認できる前述の同僚が、「申立人は、申立期間について、既にA事業所で勤務していたと思う。」と述べていることから、同年5月26日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和45年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万3,000

円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における申立期間に係る資格喪失日（昭和24年1月20日）及び資格取得日（昭和27年2月25日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和24年1月から同年4月までは1,500円、同年5月から25年3月までは2,000円、同年4月から27年1月までは3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月20日から27年2月25日まで

昭和23年3月に学校を卒業し、A事業所に就職した。36年に同事業所の閉鎖に伴って退職するまで一貫して勤務していたにもかかわらず、年金記録に約3年間の空白期間がある。

この間、休職等はしておらず、私が勤務していた事実を証言してくれる同僚もいるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A事業所（その後、B事業所、C事業所に名称を変更）において昭和23年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、24年1月20日に資格を喪失後、27年2月25日に同事業所において再度、資格を取得しており、24年1月から27年1月までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、申立期間当時、A事業所で厚生年金保険の被保険者となっていた複数の同僚は、「申立人とずっと一緒に勤務していた。」と証言していることから、申立人は同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該同僚のうち、事務を担当していた同僚は、「申立期間当時、給与から厚生年金保険料を控除しなかった人はいなかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の事務を担当していた同僚が、「申立人は事務員としての待遇で勤務していた。事務員の給与は、工員のなかで一番低い給与額だったと思う。」と証言しているため、申立期間当時、工員であったとされる者のうち、標準報酬月額が一番低い者の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和 24 年 1 月から同年 4 月までは 1,500 円、同年 5 月から 25 年 3 月までは 2,000 円、同年 4 月から 27 年 1 月までは 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 9 月 23 日から 32 年 11 月 30 日まで

社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた厚生年金保険被保険者証は、旧姓で発行されており、再交付の押印も無く、申立人が昭和 34 年 2 月に婚姻していることを踏まえると、申立期間に係る事業所で厚生年金保険に加入した際、発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、当該被保険者証にはその表示が無い。

また、申立人が前述した被保険者証を現在まで保管していたことに加え、申立期間直後の厚生年金保険被保険者期間は、当該被保険者証と同一の記号番号で管理されていることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 97 円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA船舶所有者における資格取得日に係る記録を昭和50年8月13日、資格喪失日に係る記録を同年9月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月13日から同年9月27日まで

船員手帳には、申立期間当時にA船舶所有者のB船舶で船員として勤務していたという記録が記載されているが、ねんきん特別便では、この当時の記録が無い。

船員手帳を所持しているので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳により、A船舶所有者のB船舶で昭和50年8月13日に雇入れ、同年9月27日に雇止めした記録が確認できる。

また、申立期間当時のB船舶の船長は、「当時、申立人と一緒に乗船し、一緒に外洋に出た。」と証言しており、事業主は、「当時、B船舶で勤務してもらうため申立人を雇った。」「申立人は、船舶接触事故により下船し、船員保険の継続療養受給届を出し、けがの治療をした事実があるので、船員保険に未加入であることは考えられません。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A船舶所有者のB船舶に勤務し、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主は、「当時の資料は保存していないが、同じ職種に就いていた乗員の給与は差が無かったように思

う。」と証言しているため、申立人がB船舶に乗船する以前に、申立人と同一の職種に就き、申立人と入れ替わりに下船した前任者とされる者に係る昭和50年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かについては不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和43年7月29日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、44年8月11日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年7月から44年6月までは5万6,000円、同年7月は6万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年7月29日から44年8月11日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。

A事業所では、10か月間以上継続して勤務したと記憶しており、B厚生年金基金加入員証の記録によると、昭和43年7月29日に加入員の資格を取得していることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名であり、生年月日が同じである記録が発見され、当該記録では、被保険者資格の取得日が昭和43年7月29日で、喪失日が44年8月11日と記載されていることが確認できる。

また、当時のA事業所の状況に関する申立人の証言は、複数の同僚の証言と一致することから、申立人は、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

さらに、B厚生年金基金の記録によると、申立人は、昭和43年7月29日に当該基金の加入員の資格を取得し、申立期間を通じて加入員であったことが確認できる。

加えて、A事業所における雇用保険の記録においても、申立人は、昭和43

年7月29日に被保険者の資格を取得し、申立期間を通じて当該事業所の被保険者であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、A事業所の事業主は、申立人が同事業所において昭和43年7月29日に被保険者資格を取得し、44年8月11日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和43年7月から44年6月までは5万6,000円、同年7月は6万円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から 61 年 4 月 3 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。  
当時の自分の記憶では、健康保険に加入しており、厚生年金保険に加入していないのは納得がいかないのので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のA事業所への就職の経緯、仕事の内容を具体的に記憶していることから、申立期間において、同事業所に勤務していたことがうかがわれるが、申立人の記憶する同僚及び申立期間に同事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元従業員に聴取したものの、申立期間当時の申立人の同事業所での在籍の状況、厚生年金保険料控除の状況について確認できる証言を得ることができなかった。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 9 月 6 日から 61 年 4 月 3 日までの期間において、夫の加入している健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、A事業所に申立人の在籍及び申立期間当時の厚生年金保険の適用の状況を照会したところ、「申立人の人事記録、賃金台帳等の保存はしていないため、申立人の在籍の状況は確認できず、また申立人の厚生年金保険料控除の状況についても調査したが、当時の社会保険事務の取扱いについての資料は保管されていないため、分からない。」「社会保険事務所の取扱い及び厚生年金基金において決定された標準報酬月額を基に、社員の給与から厚

生年金保険料を控除しているため、厚生年金保険に加入していない社員の給与から保険料を控除することは無い。」との回答を得た。

加えて、申立人のA事業所における雇用保険の加入記録を見ると、A事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる期間については、雇用保険の加入記録も確認できるが、申立期間については、雇用保険の加入記録を確認できない。

なお、申立期間について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和60年5月20日から61年4月11日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 887

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 3 日から 32 年 10 月 1 日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間については加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間中は確かにA事業所に勤務しているので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B事業所（A事業所が名称変更）から提出された在籍証明書及び当時の同僚の証言により、申立人は申立期間当時、A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人、当時の事業主（申立人の親族であり、A事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった日（昭和 25 年 8 月 1 日）に事業主として確認できる者）及び当該事業主の子に係る当該事業所での資格取得日は、昭和 32 年 10 月 1 日であり、これら 3 人の健康保険番号は連番となっていることが確認できる。このことから、当該事業所では、申立人を含む事業主の親族 3 人に係る資格取得手続を一括して行ったことがうかがわれる。

また、B事業所は、「申立期間当時の事業主及びその子も申立人と同日に資格取得していることを考慮すると、申立人の資格取得日は、入社日の昭和 30 年 3 月 3 日ではなく、32 年 10 月 1 日であり、申立人に係る厚生年金保険料控除も同年 10 月からである。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 888

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、B事業所C支所で厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、学校卒業と同時に職員として採用されて以来、継続して勤務しているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する申立人に係る履歴カードによれば、申立人は昭和 41 年 3 月 1 日に試用員として発令を受け、申立期間においてB事業所C支所に勤務していたことが確認でき、同年 4 月 1 日に正職員となり、同日から共済組合に加入していることが確認できる。

しかし、旧D職員の年金関係事務を引き継いだE事業所からは、「当時のDでは試用員等へは正職員に適用された共済組合員資格が付与されていなかった。また、厚生年金保険の加入に関しても勤務先の所属長の裁量に委ねられており、申立人の場合、試用員として勤務はしていたものの、3月中はまだ学生の身分であったことから厚生年金保険には加入させていなかったものと思慮する。」との回答を得た。

さらに、E事業所では旧Dから厚生年金保険の資料等を継承されておらず、申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険の適用状況等を確認することができない。

なお、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 41 年 1 月から同年 12 月までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

また、申立期間当時に厚生年金保険に適用されていた他地域の旧D関連事業所の被保険者についても確認をしたが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 6 日から 28 年 11 月 10 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所には昭和 26 年 4 月 6 日から勤務しているため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所の厚生年金保険の新規適用年月日は、昭和 27 年 7 月 1 日であることが確認できる。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と同時期に当該事業所に入社したとする同僚についても、申立人と同様に昭和 28 年 11 月 10 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、ほかの複数の同僚についても、「自分は、A事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得する前から、同事業所で勤務していた。」と証言していることから、当該事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

なお、当時の事業主及び事務担当者とは連絡が取れず、当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料控除の状況について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月 10 日から同年 6 月 15 日まで  
(A事業所)  
② 昭和 50 年 12 月 11 日から 51 年 7 月 1 日まで  
(B事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について、厚生年金保険の記録が抜けているとの回答を得た。

昭和 47 年 11 月 16 日から 53 年 2 月 1 日までの期間、関連会社である A 事業所及び B 事業所でパート社員として継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和 47 年 11 月 16 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、48 年 4 月 10 日に資格を喪失後、同年 6 月 15 日に再度、資格を取得していることが確認でき、これらの記録は雇用保険の被保険者記録と一致している。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の姓が変更されていることが確認でき、当該変更の処理日は、申立人が資格を再取得した日(昭和 48 年 6 月 15 日)を処理した日と同日であり、姓の変更については、社会保険事務所が知り得ない情報であることを踏まえると、当該事業所が社会保険事務所の記録どおりの資格取得届等を行ったことがうかがわれる。

さらに、A事業所の現在の役員は、「申立期間当時、社会保険は必ず厚生年金保険、健康保険、雇用保険の 3 点セットで加入させていた。雇用保険が

未加入の期間については、当然に厚生年金保険料を控除していない。」と証言している。

申立期間②について、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和49年2月8日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、50年12月11日に資格を喪失後、51年7月1日に再度、資格を取得していることが確認でき、これらの記録は雇用保険の被保険者記録と一致している。

また、B事業所における雇用保険被保険者記録では、申立人は昭和50年12月10日に離職し、離職票が交付されていることが確認できる。

さらに、B事業所の元総務担当者は、「パート社員であっても、勤務時間が長いなど勤務形態に応じて社会保険に加入させていた。パート社員を社会保険に加入させる場合は、正社員と同様に、厚生年金保険、健康保険、雇用保険の3点セットで加入させていた。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 1 日から 39 年 8 月 30 日まで  
(A 事業所)  
② 昭和 42 年 7 月 1 日から 44 年 5 月 30 日まで  
(B 事業所)  
③ 昭和 44 年 8 月ころから 45 年 10 月ころまで  
(B 事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、A 事業所及び B 事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶していた同僚の証言から、申立人が A 事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、C 事業所(A 事業所が名称変更)に申立期間当時の厚生年金保険料控除の状況について照会したところ、「申立期間当時の資料は保管していない。」、「社会保険事務を担当していた元事業主の配偶者は、申立期間当時、A 事業所を休んでおり、その間、誰がどのように社会保険の事務処理を行っていたのかは分からない。」と回答している。

また、申立人が当時、一緒に働いていたと記憶する同僚の中には、A 事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者もいることから、当該事業所は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけで

はないことがうかがわれる。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和37年9月1日から40年3月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は無い。

申立期間②及び③について、申立人が記憶していた同僚の証言から、申立人がB事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、B事業所の元事業主の配偶者は、「厚生年金保険に加入していた者が退職したときや会社が倒産したときには、本人から預かっていた年金手帳を返していたが、申立人の年金手帳は預かっていなかった。」、「預かっていなかった理由については、申立期間当時の社会保険事務担当者が亡くなっているため分からない。」と述べている。

また、申立人が記憶する同僚は、「申立人は職人としてB事業所で働いていた。しかし、いつからいつまでどのくらいの期間働いたかは分からない。」と証言している。

さらに、申立人が給与から控除されていたと主張する厚生年金保険料額は、申立期間当時の標準報酬月額の高等級額に相当する額であるが、それを確認できる給与明細書等の関連資料を申立人は所持していない。

加えて、申立人は、申立期間③のうち、昭和45年4月から同年9月までの6か月間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和42年7月1日から46年6月11日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 3 月から同年 10 月まで (A事業所)  
② 昭和 28 年 10 月から 30 年 3 月まで (B事業所)  
③ 昭和 30 年 3 月から 31 年 2 月まで (C事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。申立期間①について中学校を出てすぐA事業所に勤務しており、申立期間②についてB事業所に勤務しており、申立期間③についてC事業所で勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A事業所はD市に所在していた。」と主張しているが、厚生年金保険の適用事業所に係る事業所名簿では、同市内にA事業所という名称の適用事業所は確認できず、同市を管轄する法務局でも、同事業所の商業登記の記録は確認できない。

また、D市のE産業の資料を保管している同市F館では、「D市にA事業所という名称の事業所が存在していたことを示す資料は無い。」と証言している。

さらに、申立人が同僚として挙げた氏名の者について調査したが、申立期間①当時の厚生年金保険の被保険者記録は確認できなかった。

申立期間②について、申立人は、「B事業所はD市に所在していた。」と主張しているが、厚生年金保険の適用事業所に係る事業所名簿では、同市内にB事業所という名称の適用事業所は確認できず、同市を管轄する法務局でも、同事業所の商業登記の記録は確認できない。

また、上述のF館では、「D市にB事業所という名称の事業所が存在していたことを示す資料は無い。」と証言している。

さらに、申立人が同僚として挙げた氏名の者について調査したが、申立期間②当時の厚生年金保険の被保険者記録は確認できなかった。

申立期間③について、申立人は、「C事業所はD市に所在していた。」と主張しているが、厚生年金保険の適用事業所に係る事業所名簿では、同市内にC事業所という名称の適用事業所は確認できず、同市を管轄する法務局でも、同事業所の商業登記の記録は確認できない。

また、上述のF館では、「D市にC事業所という名称の事業所が存在していたことを示す資料は無い。」と証言している。

さらに、申立人が同僚として挙げた者はすでに亡くなっているため申立期間③当時の状況について聴取することができなかった。

なお、当該同僚は申立期間③当時、G事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和30年3月1日から31年4月1日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 5 日から 35 年 1 月 25 日まで  
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、自分は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後併せて4ページに記載されている女性において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年1月25日の前後2年以内に資格喪失した者は20名確認でき、その20名のうち、資格喪失後3か月以内に他の事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した6名を除く14名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、11名について資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、前述した健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月半後の昭和35年5月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月1日から34年11月5日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。しかし、A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の詳細な記憶から、勤務期間は特定できないが、申立人がA事業所で勤務していたことを推認することはできる。

しかし、A事業所の事務職員は、「社内で保管している厚生年金保険の被保険者台帳を確認したが、申立人の氏名は見当たらなかった。また、申立人が同僚として氏名を挙げている者の中にも当該台帳に氏名が見当たらない者がいた。」と証言している。

また、複数の元同僚は、「当時、厚生年金保険に加入させてもらえなかった従業員は多数いた。」と証言しており、A事業所においては、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和19年1月1日から35年4月1日までに被保険者資格を取得した被保険者を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。